

標記争議ニ就テハ既依ノ必其ノ後ノ経過左記ノ通り

一 経過

(1) 労働者側

A. 労働者側ハ工場主ニ誠意ヲ示トシ九日所属組合ニ依
告応接ヲ求ムルト共ニ工場主々他工場ニ製靴ノ依頼
ヲ為サントシツ、アルヲ知り其ノ動靜ヲ監視シツ、
アリ

B. 十日争議團長ヲ今工場職工高橋友次郎ト定メ左ノ三
ヶ所ニ争議團事務所ヲ設置セリ

- 第一事務所 三河島町六一三 山越 信一方
- 第二事務所 尾久町下屋久八八〇 大塚 茂三方

第三事務所 三河島町三五六六 原 裕富五郎方

(2) 事業主側

A. 事業主ハ徒弟十一名ニテ作業ヲ继续スルト共ニ製靴
ヲ外ニ依頼スヘシ工場切迫中ナリ

B. 工場主福本安太郎ハ労働者側ニ妥協ノ意ナシト認め
九日一切ヲ森田大配人ニ任セ旅行シ尚争議團員ノ暴
行ヲ虞レ家族ハ夫々適當ノ場所ニ轉宿セシム

(3) 交渉状況

A. 九日午後五時労働者側代表原田秋男外三名ハ工場ニ
出頭森田大配人ニ会见シ

「我々ハ震ニ提出セル要求以外一步々譲歩ノ余地ナ
シト決シタルカ事業主側ノ意向如何レト質シタルニ